別表1 業種及び内容説明一覧表

注意:「申請に必要な条件」欄に建設業許可の種類(略号)、経審の業種(略号)が2つ以上示されている場合は、いずれか1種類の許可及び経審を有していなければならない。

3K		同時に申込が	.1	業態	申請に必要な条件等	
業種	MIC	できない業種	内容	カード	契約する営業所に	総合評定値を必要
番号	業種	の番号	工 事 例	への特 記事項	おいて必要とする 建設業許可の種類 等(略号)	
04	水道施設工事	11. 12. 13. 14.	取水、浄水等の施設を築造する工事及び		赤 (哈 <i>万)</i> 水	土水
01	八旦旭队工事	15	配水管等を敷設する工事			エーバ
			導水路工事、浄水場築造工事、導水管・			
			配水管布設工事			
05	下水道施設工事	11. 12. 13. 14.	下水道管渠(汚水管のほか雨水管を含		土 水	土ほ水
		15	む)を敷設する工事及び、下水処理場・ ポンプ所等について行う土木工事			
			かく 7 別寺に 20・6刊 7工小工事			
			幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、			
			ポンプ所建設工事			
06	一般土木工事	11. 12. 13. 14.	他の業種に該当しない土木工事		土と	土とほ水
		15	溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工			
			事、消波ブロック製作工事			
07	建築工事	08 ~ 15. 37	建築物を建設又は補修する工事		建	建
			学校等建築工事			
08	電気工事	07. 11. 12. 13.	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気		電	電
		14. 15	工作物を設置する工事			
			屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野			
			外照明設備工事			
09	給排水衛生工事	07. 11. 12. 13. 14. 15	給水、排水衛生、ガス等のための施設を 設置する工事		管	管
		14. 15				
			給湯設備工事、給(排)水管取替工事、 衛生器具取替工事			
					hele	hele III
10	空調工事	07. 11. 12. 13. 14. 15	冷暖房、空気調和のための施設を設置する工事		管	管機
		11.10	- ,			
11	7 1 め きれき!	01 - 10	冷暖房設備工事、空気調和設備工事	光水八四	7井/公丁. 〉	左, 注, 往, 左, 0, 0, 0 日) <i>左</i>
11	建築設計	01~10	建築物の設計、監理及び耐震診断調査	業務分野 の希望	建築士法(昭和25年 23条第1項の規定に	年法律第202号)第 - 基づく建築士事務
			庁舎設計、学校設計、病院設計	4	所の登録	
12	十木設計	01~10	丁舎設計、字校設計、病院設計 土木工作物の設計及び監理	業務分野		
12	上小取可	01. ~10	道路設計、橋りょう設計、上下水道設計	来務分野 の希望		
13	数借款 卦	01~10	重気、給水衛生、空調設備等の設計及び で表示している。	業務公賦		
13	設備設計	0110	电双、和小闸生、空調設備寺の設計及び 監理	業務分野 の希望		_
			電気設備設計、機械設備設計	-		
14	測量	01~10	土地等の測量及び地図の調製	業務分野	測量法(昭和24年)	上 法律第188号)第55
17	N1 ==	10		の希望		でく測量業者の登
			地上測量、深浅測量	-	録	
15	地質調査	01~10	土地の土質及び地質等の調査			
10		10	物理探求、ボーリング探査、電波探査、	-		
			磁気探査			
		l				

業			同時に申込が		業態	申請に必要な条件等		
種	業	秳	できない業種 の番号	内容	カード への特	契約する営業所に	総合評定値を必要	
番	未	作里	の領々	T. 事 例	記事項	おいて必要とする 建設業許可の種類	とする経審の業種 (略号)	
号				_ , , ,		等 (略号)		
27	造園			庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する 工事	施工でき る分野	園	園	
				•				
0.0	2012 . 1 . 5H. /##			公園整備、植栽、水景等の工事	#-T	291/	// +04/ \Z \2017	
32	消火設備			消火設備、避難設備、消火活動等に必要 な施設を設置又は工作物に取り付ける工	施工でき る分野	得	管機通消	
				事				
				屋内消火栓設置工事、火災報知設備工	1			
				事、救助袋設置工事				
33	電話·通信			有線及び無線等により電気通信する設備	施工でき	通	通	
				を設置する工事	る分野			
				電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工	1			
				事				
36	内装仕上			建築物の内装仕上げを行う工事		内 具	内 具	
	/= \^			防音工事、インテリア工事				
37	一般塗装		07	塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工事(75道路標示塗装に含まれるもの		塗	塗	
				を除く)				
				 	-			
39	防水			建築物の防水を行う工事	施工でき	 左 防	左防	
03	19371			在来仍少的小飞门了工事	る分野	- 19J	<u> </u>	
48	エレベーター	-		昇降機等の製作及び取付		機	機	
				エレベーター設置工事、エスカレータ設	1			
				置工事、小荷物専用昇降機設置工事				
52	計装装置			測定機器設置及び制御装置の設置等工事		機通	機通	
				各種制御設備、水質用計測設備、幹線遠 隔計装置設備、隔側メーター設置電子計				
				算設備(データ処理設備)				
62	石綿処理			吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲	協丁でき	建 と 塗 内	建と途内	
02	つ神だ珪			い込み工事	他工でさ る分野		定 C 変 F1	
				アスベスト除去工事、石綿撤去工事		石綿障害予防規則 厚生労働省令第21-	(平成17年2月24日	
						作業主任者(平成)	18年3月31日までに	
						取得した者を含む。 の処理及び清掃に	,) 並びに廃棄物	
						45年法律第137号)	に定める特別管理	
						産業廃棄物管理責任常的に雇用してい		
						四角的に准用し(1.9 C C	

業種番号	業種	同時に申込が できない業種 の番号	内 容 エ 事 例 シャッター (よろい戸) 工事	業態 カへの事 記 本 でき	契約する営業所に おいて必要とする 建設業許可の種類 等 (略号)	要な条件等 総合評定値を必要 とする経審の業種 (略号) 具機建
69	シャッター		シャッター取替工事	一る分野	只	只
80	テレビ共聴工事		電波障害等の影響のあるテレビを、正常 に視聴可能な状態とするための工事 テレビ共同受信施設工事		通	通電
	特殊工事(95	9番台)				
9907	電源設備		バッテリー等を用いて電力を供給する設備の工事 病院無停電電源設備改修工事、道路施設整備工事電源設備改修		電 通	電通
9908	発電設備		水・石油・太陽光等のエネルギーを電気 エネルギーに変換する設備の工事 I C受配電自家発電設備工事、水車発電 機製作、沿岸地域発電所設置工事	_	電機	電機
9910	給湯器・浴槽設 備工事		給湯器や浴槽等の設備に関する工事 住宅給湯器・浴槽改修工事		管	管
9914	飛散防止工事		ガラス等の飛散防止するための施設を設置する工事 公会堂等施設ガラス飛散防止フィルム貼付工事		ガ 内	ガー内

略号の表記 上記の表における略号は、建設業法の規定に基づく次の建設業の種類を表したものである。

上記 X(=4+0) B間 You EN XIA MACE E TO ME E M E M E M E M E M E M E M E M E M							
略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類		
土	土木工事業	鋼	鋿構造物工事業	通	電気通信工事業		
建	建築工事業	ほ	ほ装工事業	袁	造園工事業		
左	左官工事業	ガ	ガラス工事業	具	建具工事業		
と	とび・土工工事業	塗	塗装工事業	水	水道施設工事業		
屋	屋根工事業	防	防水工事業	消	消防施設工事業		
電	電気工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業		
管	管工事業	機	機械器具設置工事業				